

2018年10月29日

News Release



いい出会い ふくらむ未来
百十四銀行

「電子決済等代行業者との接続に係る基準」の公表について

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、2017年5月26日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律（2017年法律第四十九号）」に基づき、「電子決済等代行業者との接続に係る基準」を制定いたしましたので、お知らせします。

当行は、2018年3月1日に公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」ならびに本件「電子決済等代行業者との接続に係る基準」に則り、電子決済等代行業者との連携及び協働によるオープンイノベーションを促進し、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

以上

電子決済等代行業者との接続に係る基準

1. 接続先の適格性

- ・ 当行のお客さま、地域経済や当行に有益なサービスを継続して提供できる事業者であること
- ・ 関連会社などのグループ会社を含め、公序良俗に反する事業等を営んでいないこと
- ・ サービスを提供するにあたり必要な管理態勢が適切に整備されていること
- ・ サービス内容や事業規模を踏まえ、サービスを適正かつ確実に提供するのに十分な財務基盤等を有すること
- ・ サービス提供にあたり当行が必要と判断する内容の契約を締結すること

2. 利用者保護態勢

- ・ 利用者保護態勢や適切な利用者情報の管理体制を十分に備えた事業者であること
- ・ 利用者保護にあたり当行との適切な協力態勢を整備できること
- ・ 利用者の被害拡大を未然に防止するとともに、補償対応が必要な際には補償対応を行う態勢が適切に整備されていること
- ・ 利用者からの相談・照会・苦情・問い合わせ等に対応する連絡態勢が適切に整備されていること

3. 情報・セキュリティ管理態勢

- ・ 情報・セキュリティ管理ルールおよび管理体制が整備され、適切に運用されていること
 - ・ セキュリティ対策の改善・見直し・高度化を図る態勢が適切に整備されていること
 - ・ 以下の項目に照らし、利用者情報保護態勢における技術的対策等(*)を十分に備えた事業者であること
 - コンピュータ設備管理 - オフィス設備管理
 - システム開発・運用管理 - サービスシステムのセキュリティ機能
 - APIセキュリティ機能 - API利用セキュリティ 等
- (*)公益財団法人金融情報システムセンター (FISC) の「API 接続チェックリスト」等を参照するものとします。

4. 外部委託先管理態勢

- ・ 外部委託を行う場合、外部委託先の選定基準が適切に整備されていること
- ・ 外部委託を行う場合、外部委託の管理態勢が適切に整備されていること

5. 法令等遵守態勢

- ・ 電子決済等代行業に係る業務の執行に関して法令に適合することを確保するための態勢が適切に整備されていること
- ・ 適切な法令等遵守態勢や内部管理態勢が講じられていること
- ・ 反社会的勢力、および日本・米国ならびにその他の適用対象となる国や国際機関が指定している経済制裁対象者またはその関係者等に該当しないこと
- ・ 当行の商品・サービスをマネー・ローンダリング等の各種金融犯罪、テロ活動の資金支援に利用されない管理態勢を十分に整備・構築していること

6. 電子決済等代行業者との接続に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

当行との連携および協働をご検討の電子決済等代行業者の方は、以下までお問い合わせください。
百十四銀行 営業戦略部 チャンネル戦略グループ
電話：087-836-2918 メールアドレス：eisui.channel@114bank.co.jp

7. 留意事項

- ・ 当行との接続後も本基準への適合性調査を定期的に行い、本基準を満たさないと当行が判断した電子決済等代行業者については、接続をお断りする場合があります。
- ・ 本基準は、法令諸規則等の改正や、その他相当な事由があると当行が判断した場合、変更することがあります。